

令和元年10月30日
児童相談所開設準備担当部

子どもの権利擁護について

1 基本的な考え方

児童相談所が行う支援は子どもの最善の利益を確保するために行われるものであるが、場合によっては、子どもの意向と反して一時保護や里親委託、施設入所措置を行わなければならないことも想定される。この場合においては、子どもへ担当児童福祉司等が当該対応に至った理由や今後の見通しを含め丁寧に子どもへ説明した上で、子どもから意見を聴取し、方針決定に反映させるものとする。

また、一時保護所、措置先など代替養育の場においても、子どもの意見が尊重され、子どもにとって生活しやすい環境を実現するための取組みを進める。

その他、一時保護所や児童養護施設等に入所中の子ども、里親委託された子どもについても、せたがやホッと子どもサポート（以下、「せたホッと」という。）の人権救済の仕組みを活用し子どもの権利を擁護していく。

2 具体的な取組み

(1) 児童相談所等による日頃からの意見表明支援体制

① 一時保護所内における取組み

ア、苦情解決制度の構築

一時保護所について、入所者等からの苦情や要望の適切な解決を図り、入所者等の権利擁護、保護所が提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保する体制を構築する。

イ、一時保護所のしおりの配布 <随時>

子どもが一時保護所に入所する際は、子どもの権利や一時保護所での生活、生活する際のルールが分かりやすく記載された「一時保護所のしおり」を配布するとともに、一時保護所内で不満や意見などがあった場合の相談方法等を子どもに丁寧に説明する。

ウ、意見箱の設置 <随時>

一時保護所内の子どもが誰にも見られずに、自身の意見の記載や、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる箱を設置する。また、投函する紙面には子どもの意向に応じた宛先を予め記載し、関係者のみが内容を確認できるような工夫を講じる。

エ、子ども会議の開催 <毎週（検討中）>

一時保護所内の基本的なルールなどについて、定期的に子ども達のみで話し合い、決めていくことによって、一時保護所内の子どもの権利を保障する。

オ、一時保護所職員による子どもの意見を聞く会の実施 <月1回程度（検討中）>

子ども達が一時保護所内で生活する中での不満や意見を定期的に一時保護所職員が聞く機会を設け、子ども達が思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性を構築する。

カ、第三者による意見表明支援等

i) 一時保護所第三者委員の設置

弁護士等を一時保護所第三者委員として設置し、委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子ども達の様子を確認するとともに、必要に応じて子どもと面談し、日頃の不満などの意見を聞き取る。聞き取った内容は適切に児童相談所等へ伝達する。

ii) 一時保護所の外部評価の実施

外部評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるかを含めた評価を定期的実施する。（3年に1回の実施を想定）

外部評価機関は、これまでも児童福祉施設等の外部評価を実施してきた者へ委託契約により確保する。

② 措置された子どもにかかる取組み

ア、子どもの権利ノートの配布

措置された子どもに対して、施設や里親のもとで生活する際の権利が分かりやすく記載されたノートを配布する。また、この権利ノートには施設外部の相談窓口の連絡先やせたホッと宛のはがきを同封することにより、子どもが権利侵害を感じた際に適切に相談できる仕組みとする。

また、措置先は区外（都内）になる可能性もあるため、措置している都区間で権利ノートの内容に差異が生じないように、相談窓口の連絡先などを除いて、東京都が現在使用している権利ノートと同様の内容とする。

イ、その他

里親や児童養護施設等で措置されている子どもの更なる意見表明権支援のあり方については、今後の国の検討状況や里親、施設関係者との意見交換等を実施しながら、引き続き検討を進める。

(2) 子どもの人権擁護機関を活用した権利擁護

一時保護所や児童養護施設等へ入所中の子どもなど、被措置児童等が、せたホッとへ子どもの権利侵害に関する相談等できるよう、せたホッととの制度や連絡先を被措置児童等へ周知するための体制を整備する。

また、相談等を受けたせたホツとは、助言や支援、個別救済のための申立等により、関係機関との連携・協力のもと、調査、調整等を行い、問題の解決を図る。

3. その他

○ 被措置児童等虐待対応について

児童福祉法第33条の14の規定により、被措置児童等虐待に係る通告、届出がされた場合、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行うこととされており、区としては施設等検査・指導担当所管において実施することとする。また、同法第33条の16の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表する。

(参考) 被措置児童等虐待について

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)(抄)

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者(以下「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4 今後のスケジュール

- 令和元年(2019年)12月 子ども・子育て会議
(区における子どもの人権擁護の取組み内容について)
- 令和2年(2020年)4月 児童相談所開設